

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場水産保冷配送センターで使用する電力

No.	質 問	回 答
1	入札告示5 入札手続等(2)契約保証金のただし書きについて、契約保証金の納付の免除に当社は該当するのか確認したい。	札幌市契約規則第25条に定める契約保証金の納付の免除は、契約を締結しようとする者について判断するものであるため、ご回答出来ません。
2	契約書(案)第9条第1項について、発注者にすみやかに通知すると記載があるが、弊社は検針日以降5~6営業日で料金確定し、Webサイトに掲載することから、そちらで料金確認対応頂けるか。また、自動的に料金確定するため検査は不要でよろしいか。	Webサイトでの料金確認は対応可能です。 契約書(案)第9条第1項に記載のとおり、検査を不要とすることは出来ません。
3	契約書(案)第11条第1項の支払の請求について、上記2のとおり料金確定後、自動で請求書が発行されるがよろしいか。	承知いたしました。
4	仕様書の2.(8)その他に記載のそのほかの要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給約款によると記載があるが、そのほか要因には燃料費等調整額も含むことでよろしいか。	契約書(案)の別紙「単価一覧」に記載のとおり、燃料費等調整額は、当該地域におけるのみなし小売電気事業者が用いる方法を準用いたします。
5	契約書(案)第11条第2項(2)燃料費調整について一般送配電事業者によると記載があるが、燃料費等調整額は北海道管内のみなし小売事業者が定める供給約款に準ずることによろしいか。	契約書(案)の別紙「単価一覧」に記載のとおり、燃料費等調整額は、当該地域におけるのみなし小売電気事業者が用いる方法を準用いたします。
6	契約書(案)第12条第1項において、次の場合に、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議頂けるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	契約書(案)に記載のとおり、契約条件が著しく不適當となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
7	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は受給契約の消滅または変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍))を適用し、既に申し受けた料金との差額)および工事費等の精算していただくことを認めて頂けるか。	契約書(案)に記載のとおり、契約書に定めのない事項が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとします。
8	弊社は『延滞利息制度』を導入しており、支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日)経過後に電力料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合(1日当たり約0.03%)で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて算定してえた金額となります。	契約書(案)に記載のとおり、遅延利息については、契約約款第11条第5項及び第7項が適用となります。